

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ(追納制度について)

国民年金保険料(以降、年金保険料)の全額・一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受け取れる年金)の受け取り額が少なくなります。

免除等の承認を受けた期間の年金保険料は、10年以内であれば遡って古い月分から追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)

※追納のお申し込み・ご相談は大垣年金事務所をお願いします。



☎大垣年金事務所 ☎78-5166

9月は認知症への理解を深める月間です

9月は「世界アルツハイマー月間」であり9月21日は「世界アルツハイマーデー」です。

厚生労働省によると2025年には認知症有病数は「約700万人」と言われています。これは65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症ということを意味します。認知症は家族や身近な人など誰もがなる可能性があります。認知症について理解を深めましょう。



認知症とは

さまざまな原因で脳の働きが悪くなり日常生活への支障が6カ月以上継続している状態をいいます。例えば、認知症になると、ご飯を食べたことなど体験したこと自体を忘れる、時間や場所、人との関係がわからなくなることがあります。

認知症の人への接し方

やさしい声かけや関わりを持ちましょう。

否定しない、ゆっくり話を聞く

プライドや豊かな感情は持ち続けています。そのため、頭ごなしに否定したり怒ったりすると、嫌な感情だけは残ります。

急がせない、本人のペースに合わせる

ゆっくりであればできることも多いので、焦らせたり急がせたりしないようにしましょう。

短い言葉で簡潔に伝える

複雑な話をすると、混乱してしまい、話の内容が理解できなくなります。



認知症相談窓口：町地域包括支援センター

「家族のものの忘れが増えてきて、認知症かもしれない」「受診や介護保険のことを教えてほしい」など認知症に関する疑問・介護方法などについて個別に相談を受けます。

場所：町保健センター 2階(石畑523) 電話：33-0270

